

**「大隅肝属地区消防組合火災予防条例一部改正の素案」
について御意見をお寄せください。**

住民意見募集（パブリックコメント）

概 要

平成24年5月に広島県福山市において死者7人が発生したホテル火災などを踏まえ、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その対象物の名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化と消防用設備等の設置促進を目的として、大隅肝属地区消防組合火災予防条例の一部を改正するものです。

住民の皆様の御意見を参考にさせていただきながら、条例を改正してまいりたいと考えておりますので、多くの御意見をお寄せください。

意見の提出期間

平成29年10月2日（月）～平成29年11月1日（水）【当日消印有効】

意見の提出方法

御意見は、末尾の意見提出用紙に住所、氏名、電話番号、条例一部改正の素案に対する意見などを御記入の上、消防本部予防課窓口に御持参いただくか、郵送、FAX、電子メールにより御提出ください。

提出先

（郵便） 〒893-0015
鹿屋市新川町800番地
大隅肝属地区消防組合 消防本部予防課

（FAX） 0994-40-0201

（電子メール） yobou2@fd-kimotsuki.jp

意見の提出に際しての留意事項

1 対象となる方

- (1) 鹿屋市及び肝属郡内（以下「管内」という。）に住所を有する方
- (2) 管内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 管内に通勤・通学する方

2 意見提出時の記載事項

御意見の提出にあたっては、住所、氏名（法人又は団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び電話番号を必ず記載してください。また、住所が管内以外の場合は、管内に通勤、通学又は事務所、事業所を有する旨を記載してください。

お寄せいただいた意見の取扱い

- 1 匿名による御意見は受け付けできません。
- 2 電話や口頭による御意見の提出は受け付けられませんので、文書で提出してください。
- 3 期限を過ぎて提出された御意見は、パブリックコメント手続きによる意見としての取扱いはできませんので、提出期限に御留意ください。
- 4 お寄せいただいた御意見につきましては、一覧表にまとめて、その概要と御意見に対する検討結果を大隅肝属地区消防組合ホームページで公表します。
- 5 意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所、氏名等）は公表しません。

お問い合わせ先

大隅肝属地区消防組合 消防本部予防課

電 話：0994-52-1192

F A X：0994-40-0201

電子メール：yobou2@fd-kimotsuki.jp

大隅肝属地区消防組合火災予防条例一部改正の素案

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

※ 今回の改正は、重大な消防法令違反に関する情報を早期に公表する制度を構築するものであり、この制度を実施するにあたり大隅肝属地区消防組合火災予防条例の一部を改正する必要があるため、住民の皆様からの幅広い御意見を募集させていただくものです。

公表制度の目的

消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その対象物の名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化と消防用設備等の設置促進を目的としています。

公表の対象となる防火対象物

消防法に「特定防火対象物」として定められている飲食店や雑居ビルなど不特定多数の人々が入り出りする対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が必要であるにも関わらず、これらの消防用設備等が未設置であり、火災発生時において人命危険の高い防火対象物が公表の対象となります。

特定防火対象物（消防法施行令別表第1）

(1) 項	イ	劇場、映画館等	(5) 項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場		イ	病院、診療所等
(2) 項	イ	キャバレー等	(6) 項	ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等
	ニ	カラオケボックス等		(9) 項	イ
(3) 項	イ	料理店等	(16) 項	イ	特定複合用途防火対象物(※)
	ロ	飲食店	(16の2) 項		地下街
(4) 項		物品販売店舗等	(16の3) 項		準地下街

※ 表中の(1)項から(9)項までに掲げる用途が含まれる建物が特定複合用途防火対象物に該当します。

消防用設備等の概要

屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する消火設備で、水槽、ポンプ、配管、ホース、ノズル等で構成されています。
スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に放水する消火設備で、水槽、ポンプ、配管、散水ヘッド等で構成されています。
自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の煙や熱を感知して自動的に火災の発生を建物の関係者や利用者に伝える警報設備で、受信機、感知器、ベル、配線等で構成されています。

違反対象物の公表の方法

多くの住民の方が情報を入手できるよう、次の方法を予定しています。

- ① 大隅肝属地区消防組合のホームページへの掲載
 - ② 大隅肝属地区消防組合の消防本部及び各消防署、各分署での閲覧
- ※ 違反が是正されるまでの間、公表を行います。

公表する内容

公表する内容として、次の事項を予定しています。

- ① 公表対象の違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ② 違反の内容
- ③ その他消防長が必要と認める事項

意見提出用紙

件名(※必須)	大隅肝属地区消防組合火災予防条例一部改正の素案について				
氏名(※必須)		年齢	歳	性別	男・女
住所(※必須)					
意見提出者の区分 (住所が管外の方のみ)	該当する番号に○を付け、必要事項をご記入ください。 1 管内の事業所等に勤務している。 (会社名等：) 2 管内の学校に在学している。 (学校名：) 3 この案件に直接的な利害関係を有している。 (具体的に：)				
電話番号(※必須)					
メールアドレス					
【意見等記入欄】(※必須)					

※提出されたご意見等の内容について、確認のため連絡させていただく場合がありますので、必須項目については、必ずご記入ください。
 ※法人その他団体については、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地、「氏名」欄に名称及び代表者氏名をご記入ください。
 ※記入していただいた個人情報は、公表しません。また、今回の意見提出以外の目的での使用はいたしません。
 ※いただいたご意見とそれに関する消防組合の考え方は、個別に回答いたしません。また、住所、氏名が未記入のもの、当該案件に関連のないご意見などに対しましては、消防組合の考え方を示すことができません。
 ※意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。

※記入不要（受付用）

受付日：

受付方法

- ・電子メール
- ・郵送
- ・FAX
- ・持参 ()

